

令和5年度 函館市広告付受付番号表示システム無償貸与者募集要項

函館市市民部では、広告付受付番号表示システム（来庁者が窓口で証明書等を受け取る際の受付番号の発券、受付番号のモニター表示および音声案内ならびにホームページ上で受付待ち人数および現在の呼出番号等の公開を行うシステムであって、その一部に民間企業等の広告が表示されるもの（以下「番号表示システム」という。))を市に無償貸与する貸与者を募集します。

募 集 内 容	
設置場所	<p>ア 市役所本庁舎 1階 戸籍住民課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口数および業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ⑩ 住居表示 ⑫ 公用請求 ⑬ マイナンバー関係 ⑭, ⑮ 証明申請 ⑯ 証明書交付・会計 ⑰, ⑱ 住所異動届出・印鑑登録申請 ⑳, ㉑ 戸籍届出
	<p>イ 亀田支所 1階 戸籍住民担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口数および業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ③ マイナンバー関係 ④ 戸籍届出 ⑤, ⑥ 住所異動届出・印鑑登録申請 ⑦ 証明申請 ⑧ 証明書交付・会計
	<p>ウ 湯川支所 1階 戸籍住民担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口数および業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ② 戸籍届出・住所異動届出・印鑑登録申請 ③ 証明申請・マイナンバー関係 ④ 証明書交付・会計
仕様等	仕様書のとおり（上記 ア, イ, ウ 共通）
契約期間	協定書締結日から令和11年(2029年)2月28日まで ※履行期間 令和6年(2024年)3月1日～令和11年(2029年)2月28日（5年間）
稼働時間 (放映時間)	市役所開庁日 8時45分から17時30分まで ※窓口延長実施日については、8時45分から19時まで
広告の内容	「函館市広告掲載要綱」および「函館市広告掲載基準」参照
遵守事項	「函館市広告付受付番号表示システムの無償貸与に関する要綱」参照
応募要件等	1 基本的要件 (1) 自ら広告主の募集および放映する広告ならびに行政情報を制作することができ、事業を円滑に運用できる広告代理店（個人代理店を

	<p>除く。) であること</p> <p>(2) 本市と円滑な連絡調整ができるよう、函館市内に本社または支社もしくは営業所を有し、かつ故障、事故等の緊急時に、概ね1時間程度で設置場所に到着が可能であること。</p> <p>(3) 故障、事故等の緊急時の対応体制として24時間、連絡が取れる体制が整えられていること。</p> <p>(4) 地方公共団体において類似業務の実績を有していること。</p> <p>(5) 放映する広告について、外部機構等において広告内容を審査できる体制が整えられていること。</p>
	<p>2 資格制限</p> <p>次の全てを満たしていることが必要です。</p> <p>(1) 市区町村民税の滞納がないこと。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。</p> <p>(3) 函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例第6条に規定する暴力団員等または暴力団関係事業者でないこと。</p>
<p>提出書類 (返却不可)</p>	<p>函館市広告付受付番号表示システム無償貸与申込書（様式第1号） 添付書類</p> <p>(1) 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</p> <p>(2) 会社概要（パンフレット、過去5年以内の地方公共団体との類似契約実績等）</p> <p>(3) 直近の市区町村民税完納証明書</p> <p>(4) 企画提案書 番号表示システムの機能、構成図、設置・画面イメージ図、番号表示システムの設置、撤去、保守・維持管理方法、行政情報の運用体制（編集・表示方法等）等</p> <p>(5) 広告主募集の方法および自社の広告掲載基準</p> <p>(6) 問題発生時の対応体制 広告に関する苦情、故障・事故等の緊急時の対応体制等</p> <p>(7) 協定書締結から納入までのスケジュール</p> <p>(8) その他 独自提案、工夫等</p> <p>※ 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)および市区町村民税証明書は発行の日の翌日から起算して3か月以内のもの。</p> <p>※ 上記(4)～(8)は仕様書の内容を確認の上、記載してください。</p> <p>※ 提出部数は6部（正1部、副5部。ただし、副は複写可）</p>
	<p>暴力団の排除に関する誓約書（様式第2号）</p> <p>※ 法人その他の団体の場合は、別紙「役員等一覧表」に必要事項を記載の上添付してください。</p> <p>※ 提出部数は6部（正1部、副5部。ただし、副は複写可）</p>

選定方法等	提出書類により、上記応募要件等を満たしている者を選定対象とし、かつ、提案書の内容、事業実績等を函館市広告付受付番号表示システム無償貸与者選定委員会において総合的に評価し、最も優れた者を選定します。 ※ 選定に際しプレゼンテーションを行っていただく場合があります。
募集期間	令和5年11月30日（木） 8時45分から 令和5年12月14日（木） 17時30分まで（必着） ※ 締切日を過ぎて到着したものは失格とします。
提出場所	〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号 函館市市民部戸籍住民課 管理担当
提出方法	持参または送付（FAXや電子メール不可） * 持参の場合 8時45分～17時30分（土曜、日曜および祝日を除く） * 送付の場合 郵送または宅配便等で送付
選定結果通知予定日	令和5年12月21日（木）予定 * 結果は、貸与申込者すべてに通知します。 （様式第3号または4号） * 審査の経緯は公表しません。 * 審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
無償貸与者決定後の予定	令和5年12月 下旬…協定書締結 令和6年 1月 上旬～広告主の決定→広告審査→広告内容の決定 令和6年 2月 下旬…番号表示システム納品、設置 令和6年 3月 1日…番号表示システム稼働・広告放映開始

<お問い合わせ先>

函館市役所市民部戸籍住民課 管理担当

TEL：0138-21-3176

E-mail：koseki-kanri@city.hakodate.hokkaido.jp